

節	項1	項2	項3	再掲	具体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	進捗状況	今後の取組	割り振り			
									省名	部局	課	室
○	1	1			・外来種（外来生物）という言葉の意味を知っている人の割合	56.4%（2017年3月）	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
○	1	1			・外来生物法の内容を知っている人の割合	20.1%（2017年3月）	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
1	1	2	(1)		国民全体、輸入業者、釣り人、子供、教育者や指導者等を対象として作成した各種パンフレット、ポスター、チラシなどを活用、改訂するとともに、新たにパンフレット、ポスター、チラシなどを作成し、広く普及啓発を行います。（環境省）	特定外来生物法の概要を示したパンフレットや、特定外来生物以外の注意が必要な外来種も記載した生態系被害防止外来種リストを作成した。これらの掲載種について、各種資料を作成し、広く配布した。特に2017年に国内で初確認されたヒアリについては、チラシ、ポスター、ウェブサイト等による迅速・正確な情報提供に努めた。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
2	1	2	(1)		国有林野で実施している保護林における外来種等の駆除による固有の森林生態系の修復、新たな外来種の侵入・拡散予防措置等についてパンフレット等を作成し、普及啓発を実施します。（農林水産省）	小笠原諸島において、既存の森林生態系保護地域のパンフレットを用い新たな外来種の侵入・拡散予防措置等について普及啓発を実施した。	実施済	継続	農水	林野庁	経企	
3	1	2	(1)		外来生物法に基づき特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適正な管理の徹底及び在来種への転換を推進するため、農業者向けのリーフレットを作成し配布するとともに、セイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査を行い、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発を行います。また、普及指導員向け説明会等においても周知を徹底し、現場レベルでの対応を依頼していきます。（農林水産省、環境省）	・セイヨウオオマルハナバチを飼養する農業者向けに飼養施設の管理の徹底について注意喚起するチラシを作成し、配布した。 ・各地方環境事務所において、許可を得た飼養施設の管理状況を確認し、指導するための現地調査を、地方農政局の協力を得て毎年実施した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
	1	2	(1)		・セイヨウオオマルハナバチを飼養する農業者向けに、適正管理の方法を分かり易く示したリーフレットを作成し、全都道府県やマルハナバチ類取扱業者等を通じて広く配布した。また、在来種マルハナバチへの転換を進めるため、在来種マルハナバチの特徴や飼養方法を解説したリーフレットを作成し、広く配布した。 ・環境省（地方環境事務所）において、セイヨウオオマルハナバチの飼養農家の一部を抽出し、農水省（地方農政局）も同行して現地調査を行うとともに、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発を行った。 ・2017年4月に「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を策定し、利用方針に係る全国説明会にて、セイヨウオオマルハナバチの適正飼養管理について現場レベルへの周知徹底を依頼した。	農水						
4	1	2	(1)		学校教育においては、中学校と高等学校で外来種問題を学習できるよう、2008年（平成20年）に中学校の学習指導要領が、2009年（平成21年）に高等学校の学習指導要領が改訂されたところです。既に国土交通省で外来種対策も含めた河川の環境保全等について教科書出版社への説明会を実施しており、それらを参考に、環境省が中心となって教科書出版社向けの外来種に関する説明会を開催し、情報提供に努めます。（環境省、国土交通省、農林水産省）	2014年に教科書出版社向けの外来種に関する説明会を開催し、情報提供に努めた。	進捗中	見直し	環境	自然	野生	外来
	1	2	(1)		河川の環境保全等に関する教科書出版社向けの説明会を1年に1回程度行った。	国交			水管理・国土保全局	河川環境課		
	1	2	(1)		特になし。	農水			大臣官房	政策課	環境政策室	
5	1	2	(1)		2008年度（平成20年度）から行っている教科書出版社への説明会を引き続き行っていくことや小中学校を中心に河川管理者と市民団体等が連携して活動する「子どもの水辺」再発見プロジェクト等との活動と連携・支援していくことで、生物多様性保全と外来種対策の必要性等についての普及啓発に努めます。（国土交通省、環境省）	河川の環境保全等に関する教科書出版社向けの説明会を1年に1回程度行った。また、「子どもの水辺」再発見プロジェクトなどにより市民が河川とふれあう活動を支援した。	実施済	見直し	国交	水管理・国土保全局	河川環境課	
	1	2	(1)		2014年に教科書出版社向けの外来種に関する説明会を開催し、情報提供に努めた。	環境			自然	野生	外来	



節	再項項項				再掲	具体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	抄 状 況	取 組	省名	部局	課	室
	1	2	3	4									
14	1	2	(1)			外来生物対策を含め、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、国内外の先進的な防除の取組事例を収集し、経済社会を構成する事業者や消費者に必要とされる取組を整理・分析します。また、分析結果を用いて、事業者や消費者の行動を促進するために必要な措置を検討し、情報発信や普及啓発を図るなど効果的な施策を実行します。(環境省)	事業者による団体との研究会等を通じて、外来生物対策を含む事業者による生物多様性配慮の行動に関する国内外の先進事例を収集し、分析を進めた。	進捗中	継続	環境	自然	計画	主流化
15	1	2	(1)			分布情報を主体とする生物多様性情報をインターネット上で効率的に集め、提供するためのウェブサイト(愛称:「いきものログ」( <a href="http://ikilog.biodic.go.jp/">http://ikilog.biodic.go.jp/</a> ))を構築しています。「いきものログ」を通じ、さまざまな関係機関・専門家・国民から外来種等の目撃情報を収集する市民参加型調査を実施します。市民参加型調査の結果とともに、環境省が実施した自然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を、地図情報やGIS情報として配信していくことで、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進します。(環境省)	「いきものログ」を活用して、さまざまな主体による市民参加型調査の実施を促進した。また、自然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を一元的に収集・提供することを通じて、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進した。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
16	1	2	(2)			地方環境事務所等が中心となり、地方自治体、国の関係機関等から構成される連絡会議を各地方ブロックごとに開催するなどにより、連携の強化を図ります。連絡会議では、特定外来生物等の分布状況、被害状況、全国的な防除の方針、防除手法、優良事例、共有できる普及啓発ツール等についての情報を収集し、提供します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	各地方環境事務所においてブロック会議を実施し、地域で優先して取り組むべき課題について情報共有を行った。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
	1	2	(2)				各地方環境事務所主催の外来種対策連絡会議に出席し、対策の取組等について情報共有を行った。			農水	消費・安全局	植物防疫課	防疫対策室
	1	2	(2)				各地方環境事務所主催の外来種対策連絡会議に出席し、対策の取組等について情報共有を行った。			国交	総合政策局	環境政策課	
17	1	2	(2)			分布拡大の先端地域等において、専門家の派遣等の支援について今後検討します。(環境省)	各地域の優先課題に関する専門家を招聘し講演を実施した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
18	1	2	(2)			なお、この連絡会議の開催により侵略性の高い種が発生した場合は、科学的知見を踏まえ、関係機関が連携した早期発見・早期防除の体制の構築につなげていくとともに、地方環境事務所が中心となって、外来種問題に関する地方自治体等からの相談・意見等について検討を行い、各主体が連携して適切な対応を進めていきます。(環境省)	外来種対策連絡会議の開催により、専門家から科学的な知見による情報を受け、関係機関が連携した早期発見・早期防除の体制を構築した。また、外来種問題に関する地方自治体からの相談・意見等について検討を行い、各主体が連携して適切な対応を行った。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
19	1	2	(2)			さらに、連絡会議の開催等を通じて、専門家による外来種防除のセミナーを開催するなど、外来種対策を担う者の人材育成に努めます。(環境省)	外来種対策連絡会議を開催する際に、優先課題に関する専門家を招聘し、科学的知見を踏まえた講演を依頼するとともに外来種対策に関するアドバイスを受けるなど、人材育成に努めた。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
20	1	2	(2)			環境調査研修所において、外来種に関する研修を開催し外来種問題を担う人材を育成します。(環境省)	環境調査研修所において、地方自治体職員等を対象とした外来種対策に関する教科内容を含む研修を毎年実施した。 受講者数:54人(2015年度)、35人(2016年度)、49人(2017年度)	実施済	継続	環境	研修所		
○	2	1				・生物多様性地域戦略の策定自治体数	生物多様性地域戦略の策定過程又は策定後に課題を抱えている自治体への専門家派遣や、「生物多様性地域戦略策定の手引き」等の活用により、策定の促進を図った。 〈策定状況〉 都道府県:43団体 政令市:18団体 市区町村:76団体	実施済	継続	環境	自然	計画	戦略
○	2	1				・外来種に関する条例の策定自治体数	23都道府県(2018年3月)	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
○	2	1				・侵略的外来種のリストの策定自治体数	22都道府県(2018年3月)	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
21	2	2				生物多様性国家戦略や外来種被害防止行動計画第1部第2章第1節(1)、(2)に示した基本的な考え方に基づき、対策の優先度を踏まえた戦略的な外来種対策を推進します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	(1)基礎情報の収集:海外の事例等をもとに生態等を把握したり、定着している種については国内での防除の際に得られる情報などを収集した。 (2)対策の優先度の検討:特定外来種被害防止基本方針にもとづき、全国的な観点から防除を進める優先度の高い地域から防除を進めた。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来





再掲項目1, 2, 3					具体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	捗 状 況	取 組 の 状 況	省名	部局	課	室
39	3	1	(2)	イ	セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用については、人工増殖で偏った遺伝的形質を持つ集団の代替利用が進み、無秩序な放出が行われた場合は、自然分布域外への導入や地域集団の遺伝的攪乱のおそれがあることから、これらの実態を把握し、セイヨウオオマルハナバチやその代替種に関する利用方針を検討していきます。(環境省、農林水産省)	セイヨウオオマルハナバチ及びその代替種について科学的知見等を用いたリスク評価を行うとともに、専門の学識経験を有する者に意見聴取を行い、2017年に「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を作成した。2020年までに(北海道を除き)セイヨウオオマルハナバチの利用を半減すること等の方針を提示し、全国説明会を開催した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
	3	1	(2)	イ	科学的知見等を用いたリスク評価を行うとともに、専門の学識経験を有する者に意見聴取を行い、2017年に「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を策定した。	農水			生産局	園芸作物課	花き産業・施設園芸振興室	
40	3	1	(2)	イ	セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適正な管理の徹底及び在来種への転換を推進するため、農業者向けのリーフレットを作成し、配布します。(農林水産省)	セイヨウオオマルハナバチを飼養する農業者向けに、適正管理の方法を分かり易く示したリーフレットを作成し、全都道府県やマルハナバチ類取扱業者等を通じて広く配布した。また、在来種マルハナバチへの転換を進めるため、在来種マルハナバチの特徴や飼養方法を解説したリーフレットを作成し、広く配布した。	実施済	継続	農水	生産局	園芸作物課	花き産業・施設園芸振興室
41	3	1	(2)	イ	セイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査を行い、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発を行います。(農林水産省、環境省)	環境省(地方環境事務所)において、セイヨウオオマルハナバチの飼養農家の一部を抽出し、農水省(地方農政局)も同行して現地調査を行うとともに、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発を行った。	実施済	継続	農水	生産局	園芸作物課	花き産業・施設園芸振興室
	3	1	(2)	イ	各地方環境事務所において、許可を得た飼養施設の管理状況を確認し指導するための現地調査を、地方農政局の協力を得て毎年実施した。	環境			自然	野生	外来	
42	3	1	(2)	イ	普及指導員向け説明会等においてセイヨウオオマルハナバチの適正飼養管理について周知を徹底し、現場レベルでの対応を依頼していきます。さらに、施設園芸農家向けの補助事業において、セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適正な管理を引き続き条件としていきます。(農林水産省)	2017年にセイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針に係る全国説明会を開催し、セイヨウオオマルハナバチの適正飼養管理について現場レベルへの周知徹底を依頼した。また、農業用ハウスの整備等を支援する国の補助事業において、セイヨウオオマルハナバチの逃亡防止の徹底など飼養等施設の適正な管理を引き続き条件としている。	実施済	継続	農水	生産局	園芸作物課	花き産業・施設園芸振興室
43	3	1	(2)	イ	外来生物法の飼養等許可を取得している全国のセイヨウオオマルハナバチ飼養施設園芸農家を対象に、飼養等管理状況を把握し、今後の改善指導等の対策を検討するため、アンケート形式による全国実態調査を実施していきます。(農林水産省、環境省)	抽出した施設園芸農家を対象としたセイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査により飼養等管理状況を把握した。	進捗中	継続	農水	生産局	園芸作物課	花き産業・施設園芸振
	3	1	(2)	イ	抽出した施設園芸農家を対象としたセイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査により飼養等管理状況を把握した。	環境			自然	野生	外来	
44	3	1	(2)	イ	緑化植物や牧草について、人の管理下外へ拡げることのないよう、周辺を踏まえ、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストに記載する種ごとの利用上の留意事項に配慮した利用がなされるよう、普及啓発を推進します。(環境省、農林水産省)	種ごとに利用上の留意事項を設定した業者向けのパンフレットを作成し、配布及びウェブサイトへの掲載を行うことで普及啓発を行った。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
	3	1	(2)	イ	・平成24年度に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」に基づき策定された「我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来種リスト」に掲載された植物を農業農村整備に係る工事で使用しないよう、事務連絡にて周知した。 ・林道の法面緑化や荒廃地の復旧等にあって、適用が可能な場所においては、自然進入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組んだ。 ・行動計画、行動パンフ、外来種リスト、リストリーフ等を飼料作物の関係団体等へ配布し、普及啓発を実施した。	農水			農村振興局	設計課	施工企画調整室	
									林野庁	計、整、治、業		
									生産局	飼料課		

節	項 項 項 再			再掲	具体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	捗 状 況	業 の 取 組	省名	部局	課	室
	1	2	3									
45	3	1	(2)	イ	地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工法として、表土利用工、自然侵入促進工、地域性種苗利用工について2013年（平成25年）1月にとりまとめ公表しており、今後も継続した植生モニタリング調査による植生遷移の把握を行い、周辺環境に応じたのり面緑化工への活用を図ります。（国土交通省）	表土利用工、自然侵入促進工を施工したのり面を対象として、施工後10年程度経過した植生モニタリング調査を行い、気候や施工条件の違いにより成立する植生の把握を行った。	実施済	継続	国交	道路局	環境安全・防災課	
46	3	1	(2)	イ	2010年度（平成22年度）にとりまとめた「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き」を活用し、生物多様性保全に配慮した緑化工の適用可能な場所においては、林道ののり面緑化や荒地の復旧等にあたって、遺伝子の攪乱を防ぐよう、自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組めます。（農林水産省）	林道の法面緑化や荒地の復旧等にあたって、適用が可能な場所においては、自然進入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組んだ。	実施済	継続	農水	林野庁	計、整、治、業	
47	3	1	(2)	イ	また、山梨県の3湖におけるオオクチバスの第五種共同漁業権の特例による飼養等許可については、オオクチバスに頼らない漁場管理について、関係機関と引き続き検討します。（環境省、農林水産省）	オオクチバスに頼らない漁場管理に転換していくことが望ましいため、オオクチバスの第五種共同漁業権の特例が終わるよう、引き続き関係機関と検討を行った。	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
	3	1	(2)	イ		山梨県の3湖におけるオオクチバスに頼らない漁場管理について、関係機関と検討を行っている。			農水	水産庁	漁業調整課	沿岸・遊漁室
48	3	1	(2)	イ	また、地域性種苗を利用した緑化等、生物多様性に配慮した事業を発注する場合の発注・管理・検査方法の留意点等について検討します。（環境省）	2015年に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。当該指針では、計画・設計から施工・管理までの全体の流れや留意点を提示した。	実施済	継続	環境	自然	公園	
49	3	1	(2)	イ	2007年度（平成19年度）に試行的に作成した「自然公園における法面緑化指針（案）」を成案化するため、2008～2012年度（平成20～24年度）に実施した「緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法」により得られた研究成果等を踏まえ、「自然公園における法面緑化指針」の策定に向けた検討を進めます。（環境省）	2015年に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。	実施済	継続	環境	自然	公園	
○	3	2	(1)		【現状】 ・非意図的な導入の実態が把握されておらず、有効な対策がとれているか評価することができていない。 【目標（2020年（平成32年））】 ・どのような種が、どのような経路で非意図的に導入されているのか実態を把握し、特定外来生物の定着経路を管理するための対策を優先度の高いものから実施する。	-	-	-	環境	自然	野生	外来
50	3	2	(2)	ア	輸入物資に付着、混入している特定外来生物等の消毒方法の基準を定め、主務大臣が輸入者に対し、消毒等の措置を命令できるように2013年度（平成25年度）に外来生物法の改正を行っています。改正した外来生物法に基づき、消毒等の基準を策定し、関係省庁との緊密な連携の下、輸入物資に付着、混入した外来生物の発見・除去を推進します。（環境省、農林水産省）	消毒等の基準について、必要な検討を行ったが、より多様な輸入物資についての検討についての追加的検討が必要。	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
	3	2	(2)	ア	植物防疫法に基づく植物の輸入時の検査において、特定外来生物等と疑われる生物の付着、混入が確認された場合は、税関及び環境省への連絡を実施した。	農水			消費・安全局	植物防疫課	防疫対策室	
51	3	2	(2)	ア	非意図的に繰り返し導入されているとみられる特定外来生物については、海外での生産、輸入、流通段階における侵入経路を特定します。こうした情報を踏まえ、導入や定着を防止するための経路の管理のための方策について、より効果的な対策を検討します。（環境省）	ヒアリについては2017年6月の国内初確認後、継続して侵入が確認されている。多くの事例において、中国南部から出航したコンテナや製品に付着して侵入していることが確認されており、中国に対して対策を申し入れるとともに、国内の事業者向けに注意すべき点、取るべき対策等を関係省庁の協力を得て周知した。ヒアリ定着国と定期航路を持つ港湾において、生息状況調査を実施した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
52	3	2	(2)	ア	水産物や飼料への外来種の混入状況や釣り餌として流通する外来種の実態把握については、水産物や飼料への外来種の混入状況等のサンプリング調査等により状況を把握します。（環境省）	非意図的導入対策の検討として、アサリ等の水産物の輸入・流通に伴う外来種の混入に関する調査と飼料等の輸入・流通に伴う外来種の混入に関する調査を実施した。	進捗中	終了	環境	自然	野生	外来















節	項 項 項 再				再 掲	具体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	抄 状 況	採 取 の 取 組	省名	部局	課	室
	1	2	3	掲									
108	6	2				2007年度(平成19年度)に試行的に作成した「自然公園における法面緑化指針(案)」を成案化するため、2008～2012年度(平成20～24年度)に実施した「緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法」により得られた研究成果等を踏まえ、「自然公園における法面緑化指針」の策定に向けた検討を進めます。(再掲、環境省)	2015年に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。	実施済	継続	環境	自然	公園	0
109	6	2				第6次栽培漁業基本方針に基づき、「放流計画の策定、種苗の生産、放流等に当たっては、生物多様性の保全に努める」とともに、「外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから当面の間、行わない」としています。(農林水産省)	現行の第7次栽培漁業基本方針においても、「栽培漁業への外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから、行わない。」とした。	実施済	継続	農水	水産庁	栽培養殖課	
110	6	2				さけ・ます増殖事業についても、北太平洋の生態系との調和を図り、生物としても種の特性と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます増殖事業を推進します。(農林水産省)	北太平洋の生態系との調和を図り、種の特性と多様性を維持することに配慮するとともに、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます増殖事業を推進した。	実施済	継続	農水	水産庁	栽培養殖課	
111	6	2				種苗放流が遺伝的多様性に与えるリスクの評価と低減技術の開発については、2007年度(平成19年度)から2011年度(平成23年度)の5カ年で、農林水産技術会議の「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」において、水産総合研究センターを中心に関係県・大学が共同で実施(マダイ、ホシガレイを対象)しました。また、この成果等を踏まえ、適切な種苗放流について普及を行います。(農林水産省)	現行の第7次栽培漁業基本方針においても、「栽培漁業の実施に当たっては、国及び水産研究・教育機構が作成した「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」を種苗生産現場へ普及するとともに、生物多様性の保全との両立に努める」とした。	進捗中	継続	農水	水産庁	栽培養殖課	
112	6	2				遺伝的多様性に配慮しつつ、溪流の天然魚を増やすための手法を開発し、パンフレット等により漁業者に周知します。(農林水産省)	平成29年度にパンフレット「溪流魚の効果的な増殖方法」を作成し、都道府県、全国各地の内水面漁連へ配布したほか、水産庁HPにその他関係するパンフレットを公開した。	実施済	継続	農水	水産庁	栽培養殖課	
113	6	2				遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の移植を推進します。(農林水産省)	漁業者等が水産多面的機能発揮対策として種苗放流や移植を行う場合、外来種被害防止行動計画等を踏まえるよう、実施マニュアル等に記載して広く配布するとともに、各種会議において周知した。	実施済	継続	農水	水産庁	計画課	
○	7	1				【現状】 ・侵略的外来種に関する分布情報は限定的である。 ・侵略的外来種に関する効果的な防除手法が不足している。 【目標(2020年(平成32年))】 ・主要な侵略的外来種についてリアルタイムな分布情報を把握し、ウェブサイト上で公開する。 ・主要な侵略的外来種に関する効果的な防除手法を確立する。	-	-	-	環境	自然	野生	外来
114	7	2				1973年度(昭和48年度)から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に努めつつ、アライグマ等の外来種の状況を踏まえた国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進めます。(環境省)	アライグマ、ハクビシン、ヌートリアの最新の分布状況を取りまとめるなど、外来種を含む動植物種の現況把握や変化状況の監視を進めた。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
115	7	2				「モニタリングサイト1000」事業の一部として、外来哺乳類や外来鳥類、高山帯のマルハナバチ類を含め、各生態系の指標となる生物種の個体数の変化等のデータを収集し、指標生物群の種組成や個体数等を定量的に調査します。(環境省)	全国の調査地において、外来種を含む各生態系の指標となる生物種の定量的データを年間20万件以上収集し、その調査結果を発信した。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
116	7	2				「河川水辺の国勢調査」の一環として、河川水辺における外来種の分布情報を河川環境データベース( <a href="http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/">http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/</a> )で検索・閲覧できるようにします。(国土交通省)	国土交通省管理の全国の一級河川において、河川の把握を目的として河川水辺の国勢調査を実施しており、外来種を含む調査結果は、河川環境データベースを通して広く公開した。	実施済	終了	国交	水管理・国土保全局	河川環境課	

節	項 項 項 再				再掲	具体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	抄 状 況	世 の 取 組	省名	部局	課	室
	1	2	3	掲									
117	7	2				環境省と公益社団法人日本動物園水族館協会が2014年（平成26年）5月22日に協定を結びました。連携を強化することにより、動物園や水族館による各機関の特色を活かした外来種に係る普及啓発を更に推進させるとともに、必要に応じて公益社団法人日本動物園水族館協会に加盟する園館の協力を得て、種の同定や防除に係る助言を得るなど、外来種対策を実施します。（環境省）	協定に基づき、公益社団法人日本動物園水族館協会と合同で環境イベントや動物愛護イベントに参加し、外来種問題やペットの適正飼養等に関する普及啓発を行った。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
118	7	2				分布情報を主体とする生物多様性情報をインターネット上で効率的に集め、提供するためのウェブサイト（愛称：「いきものログ（ <a href="http://ikilog.biodic.go.jp/">http://ikilog.biodic.go.jp/</a> ）」）を通じ、さまざまな関係機関・専門家・一般市民から外来種等の目撃情報を収集する市民参加型調査を実施します。市民参加型調査の結果とともに、環境省が実施した自然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を、地図情報やGIS情報として配信していくことで、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進します。（環境省）	「いきものログ」を活用して、さまざまな主体による市民参加型調査の実施を促進した。また、自然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を一元的に収集・提供することを通じて、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進した。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
119	7	2				「いきものログ（ <a href="http://ikilog.biodic.go.jp/">http://ikilog.biodic.go.jp/</a> ）」等で地域において初めて確認された生物や全く知見のない生物が確認された場合に収集した情報を基に、学会等の協力を得る等により種の同定や早期の対応策を検討するなどの体制を構築することについて検討します。（環境省）	「いきものログ」では、外来種等の見慣れない動植物が見つかった場合の種名調べ（同定）を支援するサービスを提供している。また、日本哺乳類学会において有識者ととも自由集会を開催するなど、協力体制の構築を進めた。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
120	7	2				環境省で整備している生物多様性情報システム（J-IBIS）は、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000の調査結果など、外来種を含めた自然環境情報をインターネットを通じて広く提供しています。今後は、環境省が保有する情報に加えて、地方自治体や民間団体、一般市民が主体となって実施される自然環境調査の成果についても一元管理・提供するための新たなシステムを構築します。（環境省）	さまざまな関係機関・専門家・一般市民から動植物の情報を収集する「いきものログ」や自然環境情報を発信している「インターネット自然研究所システム」をH27年度に統合して、より使いやすい生物多様性情報システム（J-IBIS）を提供した。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
121	7	2				「いきものログ（ <a href="http://ikilog.biodic.go.jp/">http://ikilog.biodic.go.jp/</a> ）」や「河川環境データベース（ <a href="http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyoo/">http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyoo/</a> ）」、国立環境研究所による「侵入生物データベース（ <a href="http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/">http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/</a> ）」等の情報基盤システムについて、データの相互利用等の連携を進めます。（環境省、国土交通省）	「いきものログ」と国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）によって構築・運用されている「BISMaL（Biological Information System for Marine Life）」とで生物名情報の相互提供を進めた。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
	7	2			国土交通省管理の全国の一級河川において、河川の把握を目的として河川水辺の国勢調査を実施しており、外来種を含む調査結果は、河川環境データベースを通して広く公開した。		国交						
122	7	2				国や都道府県等の自然系（自然環境保全、野生動植物保全の分野等）の調査研究を行っている機関相互の情報交換、情報共有化を促進し、ネットワークの強化等を図っていくこと、科学的情報に基づく自然環境施策の推進に寄与することを目的として、年1回以上の自然系調査研究機関連絡会議（NORNAC）を引き続き開催します。各構成機関における、外来種を含めた調査研究・活動事例の発表等を通じて情報の共有化を図ります。（環境省）	毎年自然系調査研究機関連絡会議（NORNAC）を開催し、外来種に関する研究を含めた発表を通して、地方自治体や構成機関を含めた自然系調査研究機関と情報の交換・共有を図った。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
123	7	2				今後の防除をより効果的、効率的なものにするため、これまで作成された各種外来種に関する防除マニュアルを整理しウェブサイトで公開することを検討するとともに、防除の取組事例もウェブサイト等で情報提供を進めます。（環境省）	防除マニュアルをウェブサイトでもとりまとめて公表した。 <a href="https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/tebiki.html">https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/tebiki.html</a>	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
124	7	2				環境研究総合推進費等により、取組が不足している分野（第1部第2章第1節7参照）について調査研究を推進します。（環境省）	外来種の効率的な防除技術の開発等を実施し、調査研究を推進した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来

